

肥前国杵島郡の郡名の由来と郡家所在地について

竹生 政資¹, 西 晃央²

On the Name and the Location of the Kishima-no-kohori in Hizen-koku

Masasuke TAKEFU, Akihiro NISHI

要 旨

奈良時代の肥前国風土記（現伝本）の杵島郡の条に「杵島」という郡名の由来に関する説話があり、それによれば船を繋ぎとめるための杭を意味する「カシ」にちなんで第十二代景行天皇が「カシ島」と命名し、後にこれが訛って「キ島」になったと説明されている。しかし、本文で詳しく議論するように、この説明にはいくつか問題点があり「カシ島」を「杵島」の由来とするには大いに疑問がある。この説話はむしろ（もし完全な造作でなければ）杵島郡のすぐ南に隣接する「カ島」（現在の佐賀県鹿島市あたり）の由来だったのかも知れない。「カシ島」は「キ島」よりも「カ島」の方に転訛しやすいからである。

ところで、「杵島」の由来については上にあげた肥前国風土記（現伝本）の説話のほかに、万葉集註釈に引く肥前国風土記逸文（乙類）にも記載がある。そこには「杵島の^{あがた}南二里のところに孤立した山があり、南西から北東の方角に三つの峰が相連っており、名づけて杵島の峰と言う」とある。従来、この部分については地理的な解釈のみが行なわれ、ここに「杵島」の由来が述べられていると考えた人はいなかった。本論文では、この内容を詳細に検討し、「杵島」という地名の起源は近くの山々の形が「杵」（「きね」の古語「き」）の形をしていることに由来することを明らかにする。またこの問題に関連して、杵島郡の郡家の所在地や歌垣の山として有名な「杵島の岳」の所在地についても検討する。

1. はじめに

風土記は奈良時代に編纂された官撰の地方誌であるが、現在我々が読むことのできるのは出雲国、常陸国、播磨国、豊後国、肥前国のわずか五か国の風土記にすぎない。このうち出雲国の風土記は完本であるが、残り四つの風土記は内容的にまとまってはいるものの省略や欠損などがあり完本ではない。本論文ではこの五つのうち肥前国に関するものを「肥前国風土記（現伝本）」と呼ぶことにする。

風土記には、上にあげた五つの「現伝本」風土記のほかに、「釈日本紀」や「万葉集註釈」などに引用

¹ 佐賀大学医学部地域医療科学教育研究センター

² 佐賀大学文化教育学部理数教育講座

文として断片的に伝えられている、いわゆる「逸文」が約三十か国分存在する。このうち肥前国に関するものを「肥前国風土記逸文」と呼ぶことにする。「逸文」風土記のうち九州に関するものには甲類と乙類の二系統があることが知られており、甲類は肥前国風土記（現伝本）と同じ系統に属するが、乙類は古い人名表記や地方行政組織として「郡」ではなくそれよりもかなり前の時代の「^{あがた}県」を用いるなど古い形態をとどめている。しかし、甲類と乙類の風土記の編纂時期や、それらと日本書紀との親子・兄弟関係などについては多くの問題があり未だ解決していない（〔1〕、pp. 15-34）。

さて、古代肥前国の杵島郡（現在の佐賀県杵島郡と武雄市あたり）の郡名の由来について、肥前国風土記（現伝本）の杵島郡の条に次のような説話が掲載されている。まずこの内容を検討することから始めよう。以下に原文と訓読文を新編日本古典文学全集のテキストによって示す（〔2〕、pp. 338-339）。丸カッコでくくられた部分は割注であることを示し（以下も同様）、他の史料との整合性をとるため旧字の「嶋」はすべて「島」で統一した。

【原文】

杵島郡。郷肆所。（里一十三。）駅壹所。昔者、纏向日代宮御宇天皇、巡幸之時、御船、泊此郡盤田杵之村。于時、従船舂舂之穴、冷水自出。一云、船泊之處、自成一島。天皇御覽、詔群臣等曰、「此郡可謂舂舂島郡」。今謂杵島郡、訛之也。郡西有湯泉出之。巖岸峻極、人跡罕及也。

嬢子山。（在郡東北。）同天皇、行幸之時、土蜘蛛八十女人、有此山頂、常捍皇命、不肯降服。於茲、遣兵掩滅。因曰嬢子山。

【訓読文】

杵島の郡。郷は四所。里は一十三。駅は一所なり。昔者、纏向まさむくの日代の宮に御宇しめしし天皇、巡り幸しし時に、御船、この郡の盤田いわたき杵の村に泊てたまふ。時に、船の舂舂（カシ）の穴より、冷水自づから出でき。一ひと云へらく、船泊てし処、自づから一島と成りき。天皇御覽したまひ、群臣等に詔曰りたまひしく、「この郡は舂舂（カシ）島の郡と謂ふべし」とのりたまふ。今、杵島の郡と謂ふは、訛れり。郡の西に湯の泉出でたり。巖の岸、峻極しくて、人跡罕に及る。

嬢子山。郡の東北のかたに在り。同じき天皇、行幸しし時に、土蜘蛛八十女人、この山の頂にあり、常に皇命に捍へ、降服ひ肯へざりき。ここに、兵を遣りて掩ひ滅さしめたまひき。因りて嬢子山と曰ふ。

この説話によれば、「杵島」という郡名の由来は、第十二代景行天皇（纏向日代宮御宇天皇）がこの郡に巡幸して盤田杵という村に船を停泊させたとき、船を繋ぎとめるために打ち立てる「カシ」の穴から冷水が出て、停泊地が自然に一つの島となったため、天皇が群臣に「この郡はカシ島の郡と言うべし」と命じ、後にこの「カシ島」が訛って「キ島（杵島）」となったと説明されている。もしこの説話が本当であるならば、この問題についてこれ以上議論する必要はない。

ところが、この説明にはいくつか問題点がある。まず第一に、もし風土記の言うとおりに本来の地名が「カシ島」でありそれが転訛して「キ島」になったのであれば、「カシ島」から「キ島」に転訛するよりも「カ島」になる可能性の方がはるかに高い。実際、杵島郡に隣接してすぐ南に「カ島（鹿島）」（現在の佐賀県鹿島市あたり）という地名があるから、本来の伝承は（もしそれが完全な造作でなければ）、「杵島」よりもむしろ「鹿島」という地名の由来に関するものだったのかも知れない。肥前国の「鹿島」という地名は六国史や古事記や風土記には登場しないけれども、「延喜式」兵部省に「肥前国鹿島馬牧」とあり、少なくとも927年以前にさかのぼる古い地名である（〔3〕、p. 478）。ただし、現在の佐賀県鹿島市あたりは杵島郡ではなくその南にあった藤津郡の郡域に属している。

第二の問題点は、なぜ「キ島」の「キ」が常に「杵」の字によって表記されるのかという疑問である。

「杵」という漢字の字音は呉音・漢音ともに「シヨ」であり、「杵」の字に「キ」の音を当てるのは明らかに我が国独自の「訓字」としての用法である。「訓字」の用法には、漢字本来の意味に即した「正訓字」の用法（例えば「キ」に「酒」の字を当てたり、「ヤマ」に「山」の字を当てたりする例）と漢字の意味を無視して音だけを利用する「借訓字」（例えば副助詞「ダニ」（せめて～だけでも）に「谷」の字を当てる例）の二つの用法がある。もし風土記の伝承が事実だとするならば、「キ島」の「キ」に「杵」を当てる用法は漢字の意味を無視した「借訓字」の用法だということになる。

ところで、上代特殊仮名遣によると上代の「キ」の音には甲類と乙類の二種類があり、「杵」の字で表わされるのは甲類の「キ」である。万葉集の用字例を調べると、甲類の「キ」を表わす仮名としては「杵」のほかにも代用的なものとして「吉」、「寸」、「伎」などがある。実際の用例数を示すと（歌の数ではなく用いられた字の総数）、「吉」は302件、「寸」は123件、「伎」は894件、「杵」はわずか3件である。この結果を見ると、もし「キ島」の「キ」が漢字「杵」の意味と無縁であるならば、なぜ使用頻度のはるかに高い「吉」、「寸」、「伎」などの字を用いた例がひとつも存在しないのかという疑問が生じてくる（ただし、後に見る歌垣の歌の「奢資麼（きしま）」や万葉集385番歌の「吉志美（きしみ）」などのように一字一音の仮名表記の場合は除く）。

これに対して、例えば常陸国鹿島郡の「カ島」の場合には、「カ」に「鹿」と「香」の字が当てられている。常陸国風土記では「香島郡」とあり、万葉集や続日本紀や和名抄では「鹿島郡」となっている（古事記・日本書紀には例がない）。「鹿」の字音は呉音・漢音ともに「ロク」、「香」の字音は呉音「コウ」、漢音「キョウ」であることから、「鹿」や「香」の字に「カ」の音を当てるのは「杵」に「キ」の音を当てるのと同じく「訓字」としての用法である。常陸国の「カ島」の場合、同じ地名に対して「鹿島」と「香島」の複数の表記が存在することから、この地名の由来は「鹿」や「香」という漢字の意味とは無縁である可能性が高い。すなわち、「鹿島」や「香島」という地名表記の「鹿」や「香」は「借訓字」だと言える。しかし、肥前国杵島郡の「キ島」の「キ」には古来常に「杵」の字が当てられてきた。このことは、「杵島」の「杵」が従来考えられてきたような単なる「借訓字」ではなく、漢字「杵」の本来の意味である古語「き」（「きね」と同じ）に関係していること、すなわち「正訓字」であることを示唆している。この問題については、次の第2節でさらに詳しく検討することにして、もし上の推測が正しいならば、先に示した風土記の記事は「事実を語っていない」ことになる。

第三の問題点として、景行天皇は弥生時代（後期頃）の天皇であり、この時代にはまだ「郡」の概念などあるわけがないにもかかわらず、風土記の編纂者は天皇の直接の言葉として「この郡はカシ島の郡と謂ふべし」と平気で書いている。「郡」は701年大宝律令制以降の地方行政組織であり、それ以前は「評」、さらに古い時代は「県」であった。だとすれば、景行天皇の言葉に「郡」という言葉が用いられていることがそもそも事実ではないのに、天皇の言葉の内容（「カシ島」から「杵島」という地名が起こったとする説話）をそのまま信用できるだろうか。もっとも、天皇の言葉に「郡」という言葉が用いられていることだけをもってこの説話を完全に否定するのは行き過ぎかも知れない。

第四の問題点として、次の第2節で述べるように、「杵島」の由来については肥前国風土記逸文に別の伝承が記載されており、こちらの方がはるかに信頼性が高いように思われることである。

以上、「カシ島」が「キ島（杵島）」の由来であるという説には少なくとも四つの問題点があることが明らかになった。次の第2節では別の史料である肥前国風土記逸文に記載された「杵島」に関するもう一つの由来について考察する。そして続く第3節では杵島郡の郡家の所在地について考察し、第4節では歌垣の山として有名な「杵島の岳」が現在のどの山に相当するかについて考察する。

2. 杵島郡の郡名の由来

「杵島」という郡名の由来について、前節に示した肥前国風土記（現伝本）の記事とはまったく異なる伝承が肥前国風土記逸文に掲載されている。まずその原文と訓読文を示す（〔2〕、pp. 527-529）。ちなみに、九州関連の風土記には甲類と乙類の二系統があるが、以下に示す肥前国風土記逸文は「乙類」に属し、一方前節で示した肥前国風土記（現伝本）は「甲類」に属し、両者は系統的にも大きく異なる史料である。

【原文】

杵島郡。県南二里、有一孤山。從坤指艮、三峰相連。名曰杵島。峰坤者曰比古神。中者曰比売神。艮者曰御子神。（一名軍神、動則兵興矣。）郷閭士女、提酒抱琴、每歳春秋、携手登望、楽飲歌舞。曲尽而帰。歌詞云、

婀娜礼符縷 耆資麼能多埜塙 嵯峨紫弥台 区縫刀理我泥底 伊母我提塙刀縷（是杵島曲。）

【訓読文】

杵島の郡。県の南のかた二里に一孤の山あり。坤のかたゆ艮のかたを指して三の峰相連れり。名けて杵島と曰ふ。峰の坤を比古神と曰ふ。中を比売神と曰ふ。艮を御子神と曰ふ。一名を軍神といひ動けば則ち兵興るといふ。郷閭の士女、酒を提げ琴を抱きて、毎歳の春と秋とに携手り登望り楽飲し歌ひ舞へり。曲尽きて帰る。歌の詞に云ふ、

霰降る 杵島の岳を さがしみると 草取りがねて 妹が手を取る（こは杵島曲なり）

この逸文は古代の「歌垣（うたがき）」の風俗を伝えるものとしてよく知られている。歌垣は「かがい」とも言われ、古代に男女が山や市などに集まって飲食や舞踏をしたり、掛け合いで歌を歌ったりして性的解放を行なったもので、元来は農耕予祝儀礼の一環で求婚の場の一つでもあったが、後に遊樂化したとされる（国語大辞典、小学館）。上にあげた逸文の後半部はこの歌垣に関する内容である。杵島郡の郡名の由来との関わりで重要なのは前半部の次の箇所である。

県の南のかた二里に一孤の山あり。坤のかたゆ艮のかたを指して三の峰相連れり。名けて杵島と曰ふ。

従来、この部分については、単なる地理的な解釈のみが行なわれ、例えば、

県の役所の南方二里（約1km）の所に、ある独立した山がある。坤（南西）から艮（東北）の方角に向いて三つの峰が連なっている。名付けて杵島とっている。

などのように表面的に解され、ここに登場する山が現在のどの山に対応するかをコメントするにとどまっていた（〔2〕、p528）。すなわち、この部分の記述が「杵島」という地名の「由来」を説明しているという観点から理解されたことはなかった。

しかし、文脈に即して考えるならば、上の文の最後の下線部のところに「名けて杵島と曰ふ」とあるのだから、その直前の部分

県の南のかた二里に一孤の山あり。坤のかたゆ艮のかたを指して三の峰相連れり。

は、単なる地理的な描写だけでなく、なぜ「杵島」と名付けられたか、その「理由」が書かれていると考

えるべきであろう。もしここに記述された三つの峰をもつ山が「杵島」という地名の由来とまったく無関係であるならば、なぜわざわざここに「名けて杵島と曰ふ」と書く必要があるのだろうか。この点が腑に落ちないのである。このことを裏付けるために、この史料と同じ系統である九州の「乙類」の風土記逸文の中から「名曰. . .」あるいは「名云. . .」という表現がどのような文脈で使われているかを調べてみた。結果は以下の四例である（〔2〕、pp.520-521、pp.526-527、p.531）。それぞれ原文と訓読文を示す。

嶋^{をか}舸^か県。

々東側近、有大江口。名云嶋舸水門。堪容大舶焉。従彼通島鳥旗澳。名云岫門。（鳥旗、等鳥多也。岫門、久岐也。）堪容小船焉。（以下略）

県の東なる側近に大江の口あり。名を嶋舸の水門と云ふ。大舶を容るるに堪ふ。そこより島と鳥旗との澳に通ふ。名を岫門と云ふ。（鳥旗は等鳥多なり。岫門は久岐なり。）小船を容るるに堪ふ。（以下略）

松浦県。

（前略）於是、篠原村（篠、資濃也）有娘子。名曰乙等比売。容貌端正、孤為国色。（以下略）

（前略）ここに篠原の村に（篠は資濃なり）娘子ありけり。名を乙等比売と曰ひけり。容貌端正しく孤り国の色にあり。（以下略）

球磨。

乾七里、海中有島。積可保壘。名曰水島。島出寒水。逐潮高下。（云々）

乾のかた七里ばかりに海中に島あり。積みて壘を保てり。名けて水嶋と曰ふ。島より寒水出でたり。潮の逐高り下れり。（云々）

第一例の「名云嶋舸水門」は、現在の福岡県遠賀川の河口の名前の由来を述べたものである。この文の直前に「有大江口」とあることから、「嶋舸水門」という地名が「大江口（大きな川の河口）」に由来することは明らかであろう。ただし、「をか（嶋舸）」という地名が「おほかは（大江）」に由来するかどうかは確かではない。

第二例「名云岫門」は、現在の北九州市洞海湾の名前の由来について述べたものである。「くき」という上代語は

くき [岫・洞] (名) そそり立つ峯、もしくは両側にかげをそば立てた隘路。または洞穴。（以下略）

という意味をもつことから（〔4〕、p.253）、「くき（岫門）」という地名がその土地の地形に基づいて命名されたものであることがわかる。

第三例「名曰乙等比売」は、この文の直前に「有娘子」とある「娘子」の名前を具体的に示したものである。ここでは、前後の文章の中になぜ「おとひめ」と名付けられたか、その由来が説明されているわけではないけれども、テキストの頭注に

長女（えひめ）の対。弟姫。年若い姫の意。甲類風土記に「弟日姫子」、『万葉』に「松浦佐用嬪面」（『万葉』七八一・序）とある。

と説明があるように([2]、p.527)、「おとひめ」という名前であることから間接的にこの娘が「長女」ではなく「弟姫」であることを推察することができる。

第四例「名曰水島」は、この文の直後に「島出寒水」とあることから、「水島」という名前の由来がこの島から湧き出る寒水によることは明らかであろう。

以上、「名曰. . .」あるいは「名云. . .」という表現を含む四つの例について調べた結果、第三例の「名曰乙等比売」を除き、他の三つの例ではいずれも命名の由来が前後の文章の中に明記されていることがわかった。また、第三例「名曰乙等比売」では、命名の由来こそ述べられていないものの、「乙等比売」という名前を示すことによって読者(あるいは聞き手)にこの話の主人公の娘が「長女」ではなく「弟姫」であることを暗に知らせてくれる。したがって、上にあげた四つの例はいずれも前後の文脈に何ら不自然さは見られない。ところが、肥前国風土記逸文の「名曰杵島」の場合、もしこの前後に書かれている内容が「杵島」の由来と無関係なものだとすると、「名曰杵島」という表現をここに書くことは文脈にそぐわない。文脈に即して考えるかぎり、「名曰杵島」の前か後になぜ「杵島」なのかその由来が書かれているはずである。「名曰杵島」のすぐ後には「峰坤者曰比古神。中者曰比売神。長者曰御子神。」と書かれているが、ここに「杵島」の由来が書かれている可能性はないから、もし可能性があるとすればその前の部分「県南二里、有一孤山。従坤指良、三峰相連。」である。以下では、この部分に「杵島」の由来が書かれているという前提に立ち、この内容についてさらに詳しく検討していくことにしよう。

この部分に書かれている主な内容は次の二点である。

- (1) 県の南約1km(二里)のところに一つの孤立山がある。
- (2) 南西(坤)の方角から北東(艮)の方角にかけて三つの峰が連なっている。

ここで「県(あがた)」は古い時代の地方行政組織を表わすが、転じてその役所そのものを意味することもある。(1)の「県」は後者の意味である。また、三つの峰が南西から北東の方角に連なっているという(2)の内容は、どの地点から観察されたものか明記されていないけれども、(1)の「二里(約1km)」が「県」を基点とした距離であること、当時の地方行政の中心地が「県」であること、などから推測すれば、(2)の内容もまた「県」のそばから観察した地形表現と考えてよいであろう。あるいは文脈の解釈によっては、「県」の南約1kmのところにある孤立山を基点にして、その山の南西と北東に二つの峰があると解することもできる。しかし、いずれにしろ、「県」と孤立山との距離はわずか1kmにすぎないから、観察の基点が「県」であるか孤立山であるかの違いは本質的ではない。したがって、(1)と(2)の記述の意味するところは、「県」のそばに立って回りを見渡したとき、南約1kmのところ孤立山があり、南西の方角から北東の方角にかけて三つの峰が連なっており、このことから「杵島」という地名が生まれたということになる。もしこのことが「杵島」の地名の由来であるとするならば、その由来の本質は三つの峰の連なった形が「き(杵)」の形に似ていること以外には考えられない。ちなみに、(1)の記述にある孤立山が(2)の三つの峰の中の一つに含まれるかどうかは現時点では不明であるが、これは後に現地調査によって明らかとなる。

ところで、上代の「き(杵)」がどのような形をしていたか「時代別国語大辞典上代編」の説明を見よう(下線は筆者による)([4]、p.235)。参考のため「きね(杵)」の説明もいっしょに示す([4]、p.244)。

き [杵] (名) きね。「諸皇神等参集宮^{キツクマヒキ}処^{キツク}杵^{キツク}築^{キツク}、故云寸付」(出雲風土記出雲郡)「に^{キツク}杵^{キツク}びにし」(万四八一)「遠^{キツク}杵^{キツク}土^{キツク}左^{キツク}道^{キツク}を」(万一〇二二)「陵守目杵^{キツク}忽^{キツク}化^{キツク}白^{キツク}鹿」(仁徳紀六〇年)「彼^{キツク}杵^{キツク}郡」(肥前風土

記彼杵郡)「是名曰杵島」(逸文肥前風土記)

【考】第一例は地名説話、他は借訓の例ばかりで、上代にはたして独立して用いられたかどうかわからない。接尾語ネを伴ったキネの形が普通だったのではないかと思われる。穀物を臼に入れて舂きしらげるのに用いた。奈良県唐古(挿し絵参照)や静岡市登呂などから木製の杵が出土している。奈良県三輪からは土製の小型のもので出ているが、これは醸造に用いたものらしい。すべて棒状で中央部が細くなっている。この部分を両手で握って、上下に動かして使用したものであろう。登呂遺跡から発掘されたものは、長さが約一・三メートルある。これと同形の杵を、現在でも、千葉県や東北地方の一部で、キギと呼んでいる。→きね [杵]

きね [杵] (名) きね。穀物を臼に入れてつく時に用いる道具。^{テギネ カテキネ}手杵と搗杵とがあり、前者は棒状で、後者は槌に似た形をしている。(用例は省略)

【考】この語はキ(杵)に羽ネ・岩ネ・島ネなどにおけるとおなじ接尾語ネのついたものである。→き [杵]



図 1

上の説明と図 1 から、上代の「き(杵)」の形は中央の細い部分と両側の太い部分からなり、全体として三つの部分からなることがわかる。このことは、煩惱を打破する菩提心の表象として密教で用いられる金剛杵の形にも見ることができる(図 2 は小学館のスーパー・ニッポニカ 2001 より転載)。図 2 の三種の金剛杵は左側から順にそれぞれ五銛杵、三銛杵、独銛杵と呼ばれている。

上に示した上代の「き(杵)」の形を考慮に入れると、もし「杵島」という地名が「き(杵)」に似ているところから命名されたとすれば、南西と北東に大きな山の峰があり、その中央に小さな山の峰があるはずである。しかも、このような地形の様子が「県」のそばから観察されるはずである。すなわち、以下の三つの条件を満たす場所が杵島郡の郡域内のどこかに存在するはずである。もしこの三つの峰が明らかになれば「県」の位置も自動的に決定する。

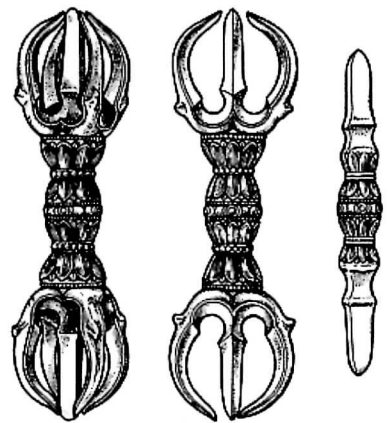


図 2

- (1) 県の南約 1 km (二里) のところに一つの孤立山がある。
- (2) 南西(坤)の方角から北東(艮)の方角にかけて三つの峰が連なっている。
- (3) 南西と北東に位置する峰は大きく高いが、中央の山は小さく低い。三つの峰の関係は図 1 あるいは図 2 の「き(杵)」の形をしている。

そこで杵島郡の全域についてこの三つの条件を満たす三つの峰と「県」の場所を求めて現地調査を行なった。その結果たどり着いたのは次の結論である。

- (A) 「県」の場所は現在の武雄市北方町焼米(JR 北方駅)あたりである。
- (B) 南西(坤)の方角にある峰は杵島山(345m)である。
- (C) 中央の孤立山は杵島山(50m)である。

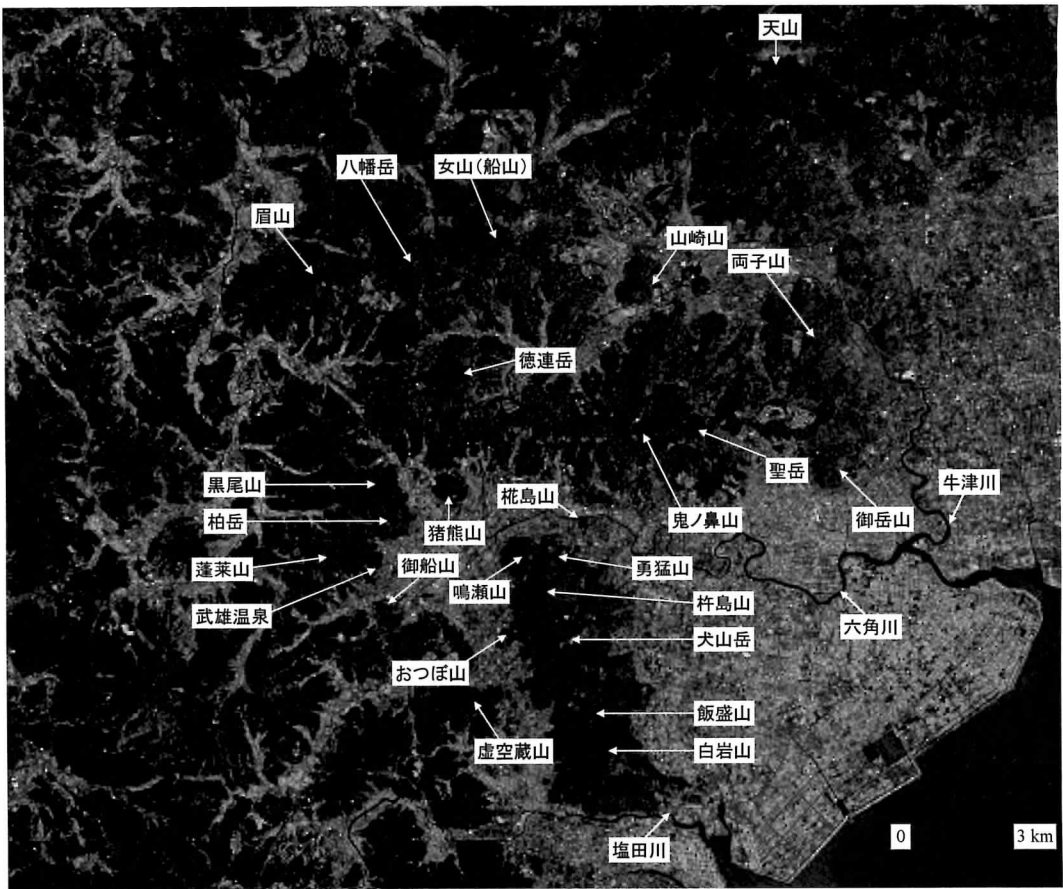


図 3

(D) 北東(長)の方角にある峰は鬼ノ鼻山(434.6m)である。

以上の結論に至った根拠を説明する前にまず、全体の位置関係を図3に示す。また、図3のうち杵島山、椛島山、鬼ノ鼻山を含む拡大図を図4に示す。図3と図4はいずれもインターネットのGoogle地図を利用して作成したものである。なお、「杵島山」という名称には現在二通りの用法があるようである。一つは「広義の杵島山」で図3の中央部下側にある大きな島状の領域を指し、南の白岩山(340.3m)から飯盛山(317.8m)、犬山岳(342m)、杵島山(345m)、勇猛山(258.5m)、鳴瀬山(206m)と主に六つの峰が南南東から北北西の方角に連なる細長い山塊を指す。ただし、国土地理院2万5千分1地図によると、峰の名前は記載されていないけれども、飯盛山と犬山岳の中間あたりに約370mの峰がありここが「広義の杵島山」の最高峰となっている。もう一つは「狭義の杵島山」で北部に位置し、上にあげた六つの峰の中でもっとも標高が高い。本論文では特に断らない限り「杵島山」を「狭義の杵島山」の意味で用いることにする。

さて、上にあげた(A)～(D)の四つの結論に至った根拠について述べよう。まず(A)の「県」の場所を決めるポイントとなったのは、先にあげた(1)から(3)の三つの条件のほかに、従来から杵島郡の郡家(郡の役所)と考えられてきた候補地を考慮に入れたことである。杵島郡の郡家の所在地については、従来次の三つの説が提出されてきた([5], p.362)。①北方町北方～追分付近。②北方町久津具～医王寺付近。③武雄市橋町鳴瀬付近。これら三つの場所を図4の中に「郡家①」、「郡家②」、「郡家③」として白い

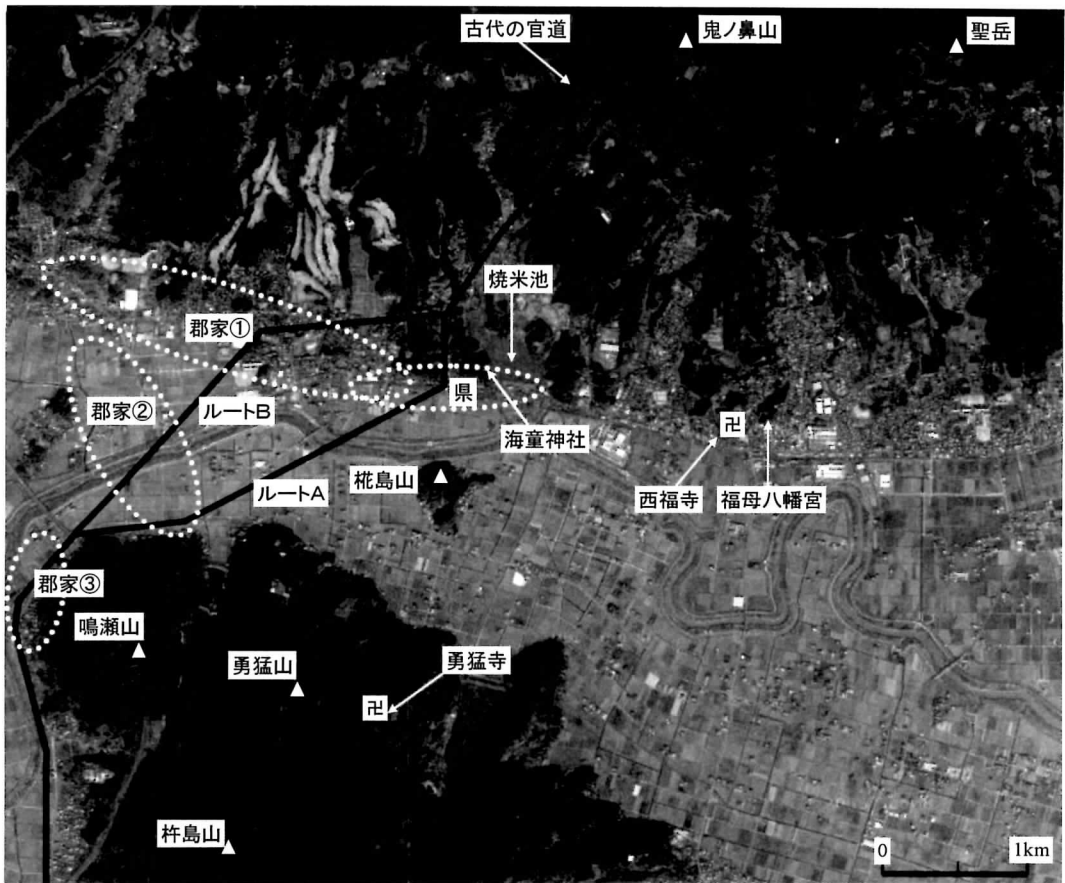


図 4

楕円の点線で囲って示した。奈良時代の「郡家」の場所がそれよりずっと前の時代の「県」の場所と同じかどうかは不明であるけれども、郡家の所在地についての詳細な議論は次の第3節に譲り、ここでは補助的な情報として「県」の大雑把な位置だけが必要であるから、とりあえず郡家と「県」を同一視して考える。そうすると、「県」の位置は上の①～③のいずれかの場所（あるいはその近くの場所）で、かつ先にあげた(1)から(3)の条件をすべて満たす場所ということになる。これらすべての条件を満たす「県」の場所として得られたのが(A)の結論である。図4の中に「県」として白い楕円の点線で囲って示した。

図4から明らかなように、推定された「県」の南約1kmのところ孤立山の杵島山かほしまがあり、条件(1)を満たしていることがわかる。この山は標高約50mの低く小さな山であるけれども、山頂から山麓にかけて弥生時代中期から後期の遺跡が広く分布し杵島山遺跡として知られている。「風土記の考古学5 肥前国風土記の巻」の中で森田孝志氏は次のように書いている（[1]、p.53）。

六角川に面した独立丘陵上に立地する杵島山遺跡では、後期前半の二基の箱式石棺墓から漢式鏡（内行花文明光鏡・方格規矩四神鏡）・素環頭刀子・勾玉・管玉の副葬品が発見されている。この杵島山遺跡は、武雄盆地の出入口に位置し、弥生時代においては、有明海を利用した海上交通の要所および、武雄盆地の喉元を押さえる軍事上の重要な拠点であったと考えられ、このような背景のもとに、この地に豊富な副葬品を持つ有力者層の墓地や集落が営まれたものと考えられる。

この記述から柵島山は弥生時代の昔から付近の人々にとって特に重要な山だったことがわかる。したがって、風土記逸文に記載された柵島郡の三つの峰の伝説が遠い昔から現地で語り継がれてきたものだとすれば、その峰の一つに柵島山が含まれても何ら不思議はない。むしろ含まれて当然とさえ思える。ちなみに、時代が下って古墳時代になると柵島山の南側の柵島山（勇猛山と鳴瀬山を含む）の山麓に多くの古墳が営まれるようになる。

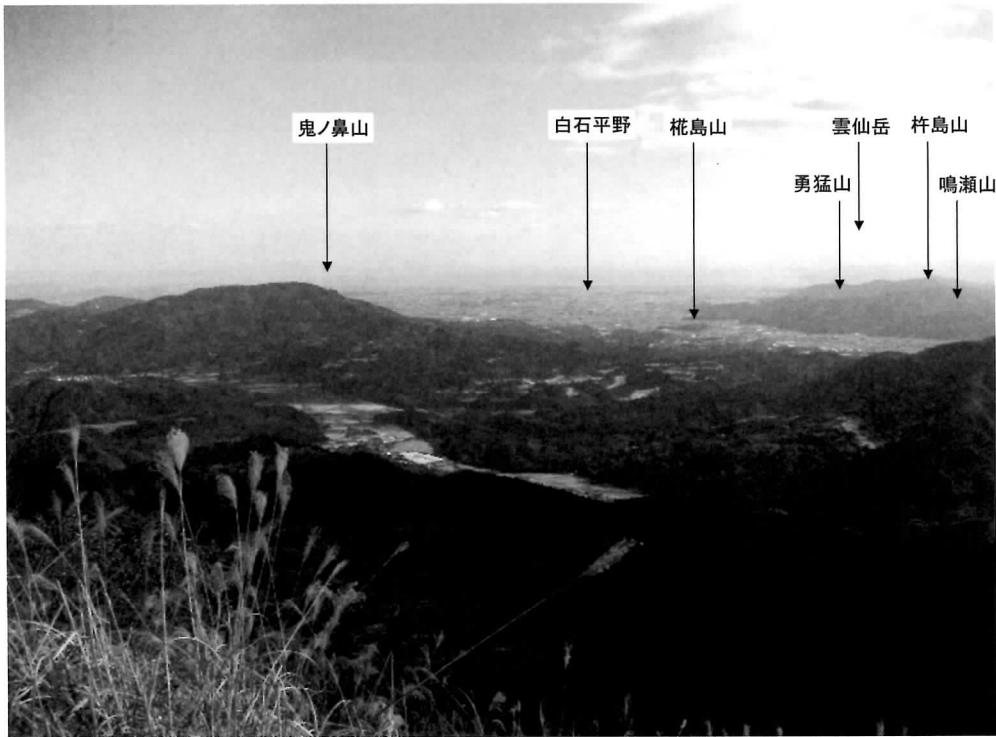


図 5

次に、条件(2)と(3)が満たされているかどうかについて検討しよう。図4からもわかるように、柵島山、柵島山、鬼ノ鼻山の三つの峰は、風土記逸文の記述どおり、南西から北東の方角に向かって連なっており、条件(2)を満たしている。また、三つの山の大きさについても、南西に位置する柵島山(345m)と北東の鬼ノ鼻山(434.6m)は周囲の山々よりも高く大きく目立つ山であり、一方、柵島山は標高約50mと低く、大きさも東西約300m、南北約500mの水田地帯の中の孤立した小さな山である。したがって、確かに条件(3)も満たされている。これら三つの山の実際の姿を写真で示したものが図5、図6、図7である。

図5は図3の中央少し左上にある八幡岳の頂上から南東の白石平野を撮影したものである。図5の中の矢印で示されているように、左から鬼ノ鼻山、柵島山、柵島山とほぼ直線状に三つの山が連なっているのがわかる。この三つの山が図1や図2の「き(柵)」のように見えるかどうかについては少し疑問があるかも知れないが、大小関係については条件(3)を満たしていることがはっきりと確認できる。

図6は鬼ノ鼻山(図4の右上)の頂上の展望台から柵島山(南西の方角)を撮影したものである。図6から二つのことが読み取れる。一つは柵島山と柵島山と鬼ノ鼻山の三つの山がほぼ完全に一直線上に並んでいることである。このことは三つの山が南西から北東の方角に連なっていることを意味し、先にあげた条件(2)が完全に満たされていることを示している。もう一つは、(狭義の)柵島山が周囲の山々の中ではもっとも高く、しかも山の形が円錐状の目立つ形をしていることである。

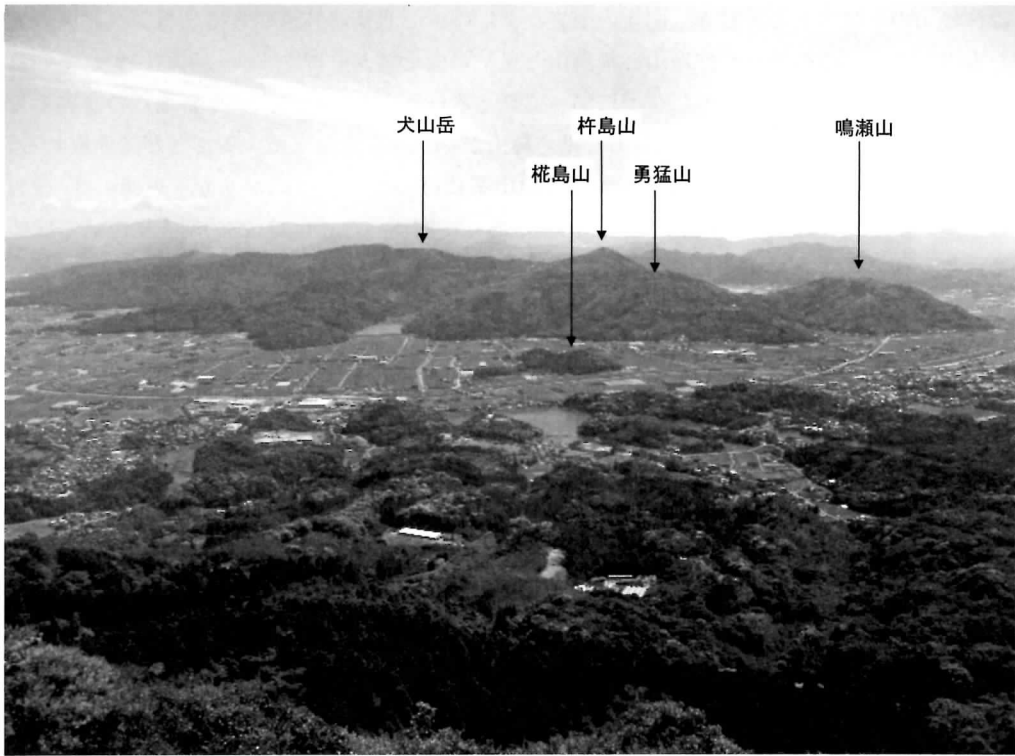


図 6

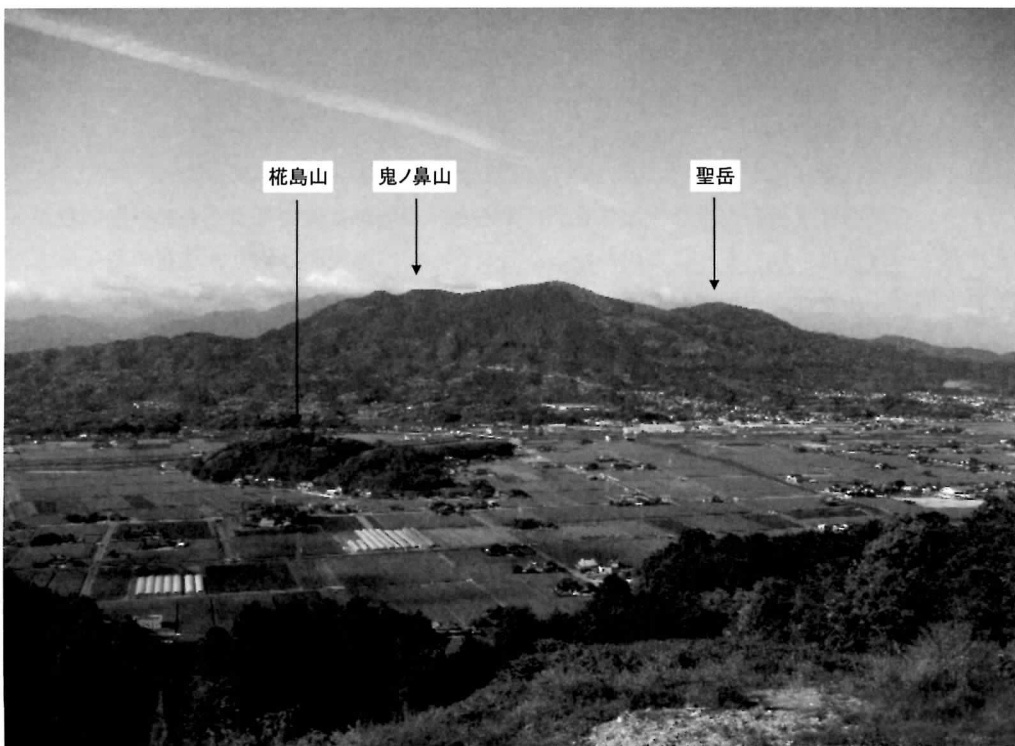


図 7

図7は杵島山の中腹にある勇猛寺(図4の中央左下)の少し北側の林道から鬼ノ鼻山(北東の方角)を撮影したものである。撮影地点が杵島山と柵島山と鬼ノ鼻山を結ぶ直線から少し東側にずれているので、図7では柵島山が画面の中央より少し左手に偏って見えるけれども、杵島山が撮影地点の左裏手であることを考慮すると、図7からも杵島山と柵島山と鬼ノ鼻山が一直線に連なっていることが読み取れる。なお、図7から明らかなように、厳密に言えば、鬼ノ鼻山山系にはいくつかの峰があり、東側の峰(約480m)がもっとも高い。中央の峰には三角点(434.5m)があり、西側の峰にはほぼ360度を見渡せる展望台が設けてある。東側の峰のさらに東には聖岳(416m)がある(図7では見えないが、図10によると東側の峰と聖岳の間に464.4mの峰がある)。先に示した条件(1)から(3)は鬼ノ鼻山山系のいずれの峰でもほぼ満たされるので、本論文ではこれらの峰を厳密に区別することなく、三角点のある中央の峰あるいは西側の展望台のある峰を「鬼ノ鼻山」と呼ぶことにする(一般にもそう呼ばれている)。両者の峰はわずか150m程度しか離れていない。

以上見てきたように、杵島山と柵島山と鬼ノ鼻山の三つの山は確かに条件(1)から(3)をすべて満たしている。しかし、この三つの条件を満たす山は杵島郡の中にほかにも存在するのではないだろうか。次にこの問題について検討しよう。

結論は、調べた限りにおいて、ほかには存在しない。単に三つの峰が並んでいるという条件(2)だけであれば、図3からもわかるように、眉山(518.3m)、八幡岳(763.6m)、女山(船山)(684.9m)の組合せも可能である。しかし、この三つの山の連なる方角はほとんど東西方向(正確には西南西から東北東の方角)であり、条件(1)の「南西の方角から北東の方角」に合わない。また女山(船山)は杵島郡ではなく小城郡に属する山である。このことを確かめるために、肥前国風土記(現伝本)によって肥前国の西部に位置する郡について郷と里の数を抽出して列挙すると、

佐嘉郡：郷6所、里19

小城郡：郷7所、里20

松浦郡：郷11所、里26

杵島郡：郷4所、里13

藤津郡：郷4所、里9

となっており、例外的に規模の大きな松浦郡を別にすると、小城郡は佐嘉郡よりも郷や里の数が多く、杵島郡や藤津郡のほぼ倍近い数であることがわかる。したがって、通説のとおり、現在の多久市あたりはすべて(近世と同様)小城郡の領域内であったと考えなければつじつまが合わない。すなわち、奈良時代にも(近世と同様)女山(船山)は杵島郡ではなく小城郡に属する山であったと考えてよい。だとすれば、杵島郡の「三つの峰」の話に隣りの小城郡の山が紛れ込んで書かれたとは考えにくい。この「三つの峰」が「杵島」という地名の由来になっているとすればなおさらである。以上述べた問題点のほかにも、条件(1)と条件(3)を満たさないという問題もあり、「杵島」の由来となった「三つの峰」が眉山、八幡岳、女山(船山)である可能性はほとんどない。

また、杵島山(345m)、鬼ノ鼻山(434.6m)、天山(1046.2m)の組合せも考えられる。この三つの山は図3から明らかなようにほぼ南西から北東の方角に連なっている(条件(2)を満たしている)。しかしながら、上で述べた女山(船山)の場合と同様、この組合せは天山が杵島郡ではなく小城郡に属する山である点に大きな問題がある。さらに、条件(1)と条件(3)を満たさない。したがって、この組合せもまた可能性はきわめて低い。

それでは現在の風土記のテキストはこの部分をどう解釈しているのだろうか。日本古典文学大系のテキストは「是を名づけて杵島と曰ふ」の「杵島」の部分に「佐賀平野の西部、杵島山(三四二米)」と頭注

をつけている（〔6〕、p.515）。ここでは「杵島」が「杵島山」と解されているが、その標高が342mあるところから推測すれば、狭義の杵島山（345m）ではなくその南側にある犬山岳（342m）を指しているものと思われる。実際、犬山岳の頂上から東側に数百メートルほど下ったところに杵島歌垣公園が整備されており（図11を参照）、おそらくこれを想定しているのであろう（あるいはこのテキストに基づいて杵島歌垣公園が作られたのだらう）。一方、新編日本古典文学全集のテキストでは同じ部分に対して次のような頭注がつけてある（〔2〕、p.528）。

杵島郡北方町、白石町、有明町、武雄市等にまたがる南北に細長い丘陵。勇猛山、犬山岳、白岩山、その他の山々からなる。（以下略）

ここでは「杵島」が「広義の杵島山」と解されている。いずれのテキストでも、先に述べた条件(1)と条件(2)、すなわち「県の南約1kmのところの一つの孤立山がある」と「三つの峰が南西から北東の方角に連なっている」についてはまったく触れられていない。それは無理もない。つじつまが合っていないから触れられないのである。広義の杵島山の六つの峰、白岩山、飯盛山、犬山岳、杵島山、勇猛山、鳴瀬山は図3から明らかなように全体としては南北の方角（正確には南南東から北北西の方角）に連なっており、決して風土記逸文に書かれているように「南西から北東の方角」ではない。また、これら六つの峰を個々に見ても、「南西から北東」の方角に連なっている三つの峰など存在しない。すなわち、風土記逸文の記事は広義の杵島山のことを言っているのではない。このことは以下の考察によっても証明することができる。

もし風土記逸文の記事が広義の杵島山を想定して書かれたものだとするならば、実際にはほとんど「南北」方向に連なっている峰々を風土記の編纂者は何ゆえにわざわざ中途半端な方角である「坤（南西）」や「艮（北東）」として書いたのであろうか。方位の記述は、まず大雑把な表現として東西南北の四つの方位があり、これをさらに正確に表現したい場合に北東、東南、南西、西北を加えて八つの方位を用いる。だとすれば、「南西から北東」の方角を略して「南北」の方角と書く可能性はあるにしても、その逆、すなわち「南北」の方角をわざわざ「南西から北東」の方角と書く可能性などありえない。しかも、広義の杵島山がほぼ南北の方角に連なっていることは、実際に現地に立って見れば間違いようがないほど明らかなことである。また「坤」と「南」、「艮」と「北」は字の形も似ていないから、写本の誤字とも考えられない。結論として、風土記逸文に三つの峰の配置が「坤から艮の方角」と明記されている以上、この三つの峰が広義の杵島山の中の峰でないことは風土記逸文そのものが証言しているようなものである。さらに付け加えるならば、条件(1)の「県」の南約1kmのところにある孤立山を広義の杵島山だと考えると、図3からも明らかなように「県」は六角川の川の中かあるいは土手付近にあったことになってしまう。古代には現在のように川の上流にダムもなく水流をコントロールすることができなかったから川の氾濫原の真中に役所があったとはとても考えられない。

この節の最後に、肥前国風土記逸文の原文の訓み方に関する問題点を指摘しておきたい。以下に、問題部分の前後だけを抽出し原文と訓読文を再掲する。

【原文】從坤指艮、三峰相連。名曰杵島。峰坤者曰比古神。中者曰比売神。艮者曰御子神。

【訓読】坤のかたゆ艮のかたを指して三の峰相連れり。名けて杵島と曰ふ。峰の坤を比古神と曰ふ。中を比売神と曰ふ。艮を御子神と曰ふ。

ここで問題にしたいのは、下線を引いた部分の原文の区切り方についてである。これは新編日本古典文学

全集のテキストによるものであるが、上の「名曰杵島。峰坤者曰比古神。」となっている部分は、正しくは「名曰杵島峰。坤者曰比古神。」のように区切って訓むべきであろう。その理由は、第一に、「名づける」という動詞の目的語は「三つの峰」であるから、「三つの峰を名付けて杵島と言う」とするよりも「三つの峰を名付けて杵島の峰と言う」とするのが自然な表現だからである。第二に、「峰坤者曰比古神」と区切ると、この部分の意味は「峰の坤の方角は比古神」となるが、前後の文脈からすればここは「(三つの峰のうち) 坤の方角にある峰は比古神」という意味になるべきである。第三に、後ろに続く「中者曰比売神。長者曰御子神。」という表現とのバランスを考慮すると、「峰坤者曰比古神。」と区切るよりも、最初の「峰」は前の「杵島」に付けて区切り「坤者曰比古神。中者曰比売神。長者曰御子神。」とするのが適切だと思われる。結果は次のようになる。

【原文】 從坤指良、三峰相連。名曰杵島峰。坤者曰比古神。中者曰比売神。長者曰御子神。

【訓読】 坤のかたゆ良のかたを指して三の峰相連れり。名けて杵島の峰と曰ふ。坤を比古神と曰ふ。中を比売神と曰ふ。良を御子神と曰ふ。

なお、日本古典文学大系のテキストでは上の下線部分の「峰」の字は脱落している ([6]、p.515)。また「風土記逸文註釈」のテキストでは「名曰杵島峰。坤者曰比古神。」と適切な区切り方がなされている ([7]、pp.713-718)。

以上見てきたように、条件(1)から(3)のすべてを満たすのは、先にあげた結論 (A) ~ (D) だけであることがわかった。また「杵島」の「杵(き)」の字は従来考えられてきたような単に「き」の音を表わすための「借訓字」ではなく、むしろ「正訓字」であり、当時の杵島郡の中心地である「県」の近くの地形が「き(杵)」に似ていることに由来するものであることが明らかとなった。この結論は単なる憶測による地名解釈から得られたものではなく、肥前国風土記逸文の記述にできるだけ忠実に従って考察した結果導かれたものである。

3. 杵島郡の郡家の所在地

この節では、前節で得られた結論 (A) ~ (D) の妥当性について、杵島郡の郡家に関する他の史料と照らし合わせながらさらに考察を進めていくことにする。前節の結論 (A) はあくまでも杵島の「県」に関するものであった。「県」は古い時代(七世紀前半以前)の地方行政組織の名称であり、七世紀後半には「評」、八世紀初頭の大宝律令制の下では「郡」へと変わっていく。風土記には「県」と「郡」は出てくるが「評」はまったく出てこない。また風土記では「県」や「郡」は地方行政組織を表わすとともにその役所をも意味する。「郡」の役所を「郡家(ぐうけ・ぐんけ)」ともいう。

まず問題となるのは、杵島の「県」と杵島の「郡」の役所は同じ場所にあったかどうかという問題である。「県」と「郡」は異なる時代の地方行政組織であるから、それぞれの役所の場所が異なったとしても不思議はない。しかしながら、「県」の時代も「郡」の時代も同じ大和王権の支配下にあったのは事実であるから、多くの場合「県」と「郡」の役所はほぼ同じ場所に引き続き営まれたと考えてよいであろう。そこで、杵島郡の場合もとりあえず「県」と「郡」の役所は同じ場所にあったと仮定して考察を進め、もしそれから得られる結論が現在入手可能な他の史料と矛盾しないのであればそれでよしとしよう。ただし、時代はかなり下るが、国の役所(国府)でさえも時代によって変わった例があることを忘れてはならない。一つ実例をあげると、安芸国の国府は奈良時代には現東広島市西条付近にあり、遅くとも平安時代

中期には現広島県安芸郡府中町に移ったとされる（〔9〕、p.582）。

さて、上に述べた理由から、前節で得られた杵島の「県」の所在地と杵島郡の「郡家」の所在地はほぼ同じ場所にあったと仮定する。すなわち、両者の場所はともに現在の JR 北方駅あたり（小字地名で言えば追分から焼米あたり）であると仮定する。このように仮定した上で、杵島郡の郡家に関する他の史料と整合性がきちんと保たれているかどうかを検討していくことにする。

「県」に関する情報は第2節に示した肥前国風土記逸文の記事だけであるが、杵島郡の「郡家」については肥前国風土記（現伝本）の杵島郡の条に以下の二つの情報が掲載されている。第1節に示した史料から関連する部分を抽出して原文と訓読文を再掲する。

【原文】郡西有湯泉出之。巖岸峻極、人跡罕及也。

【訓読文】郡の西に湯の泉出でたり。巖の岸、峻極しくて、人跡^{まれ}罕に及る。

【原文】嬢子山。（在郡東北。）同天皇、行幸之時、土蜘蛛八十女人、有此山頂、常捍皇命、不肯降服。於茲、遣兵掩滅。因曰嬢子山。

【訓読文】嬢子^{をみな}山。郡の東北のかたに在り。同じき天皇、行幸しし時に、土蜘蛛八十女人、この山の頂にあり、常に皇命^{さか}に捍へ、降服ひ肯へざりき。ここに、兵を遣りて掩^{おそ}ひ滅さしめたまひき。因りて嬢子山と曰ふ。

上の最初の記事の「湯泉」は現在の武雄温泉のことだとされている。佐賀県の西部には古くから武雄温泉と嬉野温泉の二つの温泉があるが、肥前国風土記（現伝本）の藤津郡の塩田川の条に「東辺有湯泉」という記事がありこれは現在の嬉野温泉を表わしているから（〔2〕、p.342）、上の杵島郡の「湯泉」が武雄温泉であることは疑いの余地はない。また、上の第二の記事によれば、杵島郡の「小見出し項目」として「嬢子山」をあげた上で、その方角が郡家からみて東北の方角にあると述べていることから、嬢子山が杵島郡の郡域内の山であることもまた疑いの余地はないであろう。これらのことを考慮に入れ、上の二つの記事から杵島郡の郡家の位置に関する情報を抜き出すと次の三つとなる。

- (a) 郡家の西の方角に武雄温泉がある。
- (b) 嬢子山は杵島郡の郡域内の山である。
- (c) 郡家の東北の方角に嬢子山がある。

上の三つの情報のうち武雄温泉の位置はすでに確定しているから、もし嬢子山を特定することができれば郡家の位置はただちに確定する。ところが嬢子山についてはまだ定説がない。諸説の中でよく知られているのは女山説と両子山説である（〔3〕、p.242、p.259、p.272）。女山説は図3の中央のやや左上に女山（船山の別名）という名前の山があることによる。両子山説は、図3の中央の少し右よりに二つの峰が北西から南東の方角に連なった山（両子山）があり、北西の峰を雄岳（366m）、南西の峰を雌岳と呼ぶことから、この雌岳を風土記の嬢子山に比定するものである。

しかしながら、この二つの説にはいずれも大きな問題がある。まず女山説は条件（b）を満たしていない。すでに第2節において「三つの峰」に関する考察のところでも述べたように、女山は杵島郡ではなく小城郡に属する山である。さらに、女山説は条件（a）および（c）と両立しえない。というのは、地理的な事実として、女山は武雄温泉の北北東に位置しているからである。もし女山が風土記の嬢子山である

ならば、上の条件(c)により郡家は女山の南西になければならない。そして、条件(a)により武雄温泉はその郡家のさらに西にあることになる。これは明らかに実際の女山と武雄温泉の位置と矛盾している。

では両子山説はどうであろうか。現在の地図を見ると、両子山の雄岳は現在の多久市(古代の小城郡域)に属するが、雌岳は多久市と杵島郡江北町のちょうど境界に位置している。第2節でも述べたように、古代の小城郡は郷や里の数が杵島郡の約倍近くあり群域はかなり広い範囲にわたっていたことから、両子山の雌岳あたりまで古代の小城郡に含まれていた可能性があるが、郡域に関する確かな史料があるわけではないので、ここではとりあえず条件(b)については問題なしとしよう。条件(a)と(c)についても直接矛盾するところはない。しかし、もし両子山の雌岳が風土記の嬢子山であるとすれば、条件(c)から郡家の位置は現在の江北町上小田から大町町の東部あたりになると推定されるが、この位置は図4に示された古代の官道の推定ルートから東側に大きくずれている。郡家は官道のそばに営まれたはずであり、この点に大きな問題がある。第2節でも示したように、杵島郡の郡家の所在地に関しては従来次の三つの説が提出されてきた([5], p.362)。①北方町北方～追分付近。②北方町久津具～医王寺付近。③武雄市橘町鳴瀬付近。これら三つの場所は図4の中に「郡家①」、「郡家②」、「郡家③」として白い楕円の点線で囲って示してある。嬢子山を両子山の雌岳とする説はこの三つの推定地から大きく東側にずれている。

以上見てきたように、従来の嬢子山に関する説は、残念ながら、山の名前だけに基づいて捻出されたものであり、ほかの情報との整合性についてはほとんど考慮されていない。それでは、現在入手しうるすべての情報とコンシステントな嬢子山の候補地は存在しないのだろうか。実はただ一つだけ存在する。それはほかでもない鬼ノ鼻山である。以下にその根拠を述べよう。

まず第一に、第2節で得られた結論(A)によれば、「県」の所在地としてもっとも可能性があるのは現在のJR北方駅あたりであった。そしてもし、時代とともに地行政組織の名前が「県」から「評」、「評」から「郡」へと変わっても役所の場所は変わらずにほぼ同じ場所にあったと仮定すれば、風土記の時代(奈良時代)の郡家もまた現在のJR北方駅あたりという結論になる。もしそうだとすれば、条件(c)に基づいて嬢子山の場所を特定すると、図4から明らかなように現在の鬼ノ鼻山という結論が導かれる。この山は現在多久市と武雄市北方町の境界に位置するが、少なくとも頂上から南側の山麓一帯にかけては杵島郡の郡域に属していたことは疑いない。よって条件(b)を満たす。また、郡家の推定地であるJR北方駅と武雄温泉を結ぶ直線が東西方向となす角度は約19度であり、したがって、JR北方駅から見た武雄温泉の方角は真西よりやや南より、正確な方角は「西北西」よりも少し真西よりの方角であり、風土記の「郡家の西に湯泉が出る」という記述はきわめて正確な表現だと言えよう。よって条件(a)を満たす。

第二に、鬼ノ鼻山の南麓の大町町の西福寺(図4の中央右)の境内地に鬼塚とよばれる横穴式の円墳があり、土蜘蛛八十女人の墓との言い伝えがある([3], p.420)。上にあげた肥前国風土記(現伝本)の第二の記事の後半に、「同じ天皇(景行天皇)がこの地に行幸したときに、土蜘蛛八十女人がこの山の頂上にいて常に皇命に逆らい服従しないので派兵して討ち滅ぼした、それゆえこの山を嬢子山という」という内容の記述があるが、この内容と西福寺に伝わる伝承とが一致するのである。また西福寺のすぐ東隣りにある福母八幡宮(図4の中央右)の由緒にも土蜘蛛八十女人にまつわる伝説が伝えられている。それによると、この神社の祭神は仲哀天皇・応神天皇・神功皇后・武内宿禰の四神であるが、景行天皇が土蜘蛛八十女人を討伐したとき、神風之吹毛の伊磯能溺佐棄の御波門に船をとめて猿通山の靈気を感じ、四柱騰宮を建てたのがこの神社の始まりだという([3], p.419)。猿通山はこの神社が鎮座している六角川北岸の小山である。なお、鬼ノ鼻山から聖岳に向かう尾根の南斜面の相当広い範囲にわたって先土器時代の鬼ノ鼻山遺跡があり([3], p.419)、また鬼ノ鼻山の南麓の台地上には約20基の古墳時代後期の横穴式の小

円墳群がある（〔3〕、p.420）。

第三に、現在 JR 北方駅あたりの小字地名は「焼米（やきごめ）」であるが、このあたりは近世以前は焼米村と呼ばれていた。近くに寛政十二年（1800）に築造された大きな焼米池（図4の中央）がある。この「焼米」という地名には由来があり、むかし武内宿禰がこの村を通った時、村人たちが米を煎って宿禰をもてなしたので「焼米」と名付けられたという（〔3〕、p.420）。また JR 北方駅の北東約200m、焼米池の西岸に海童（わたつみ）神社があるが、この神社の由緒によると、神功皇后が武内宿禰行幸の折、航海の安全を祈願して創建されたという（「きたがた四季の丘公園」の資料館のパンフレット「肥前風土記の里・佐賀県北方町・れきし街道」による）。このように JR 北方駅あたりには大和王権の天皇や武内宿禰のような大臣クラスの人物にまつわる古い由緒があり、この地に郡家が営まれた可能性はかなり高いと見てよいだろう。しかも、このような由緒をもつ地はここをおいて他には存在しない。ちなみに、通説では武内宿禰は実在ではなく伝説上の人物と考えられているけれども、上にあげたような伝説は後世の人々が古事記や日本書紀の記事に「こじつけて」生まれたものでは決してない。なぜならば、古事記にも日本書紀にも風土記にも神功皇后・武内宿禰と杵島郡との関わりを示唆するような記事はまったく存在しないからである。伝説がすべて事実ではないにしても、火のない所に煙は立たぬという諺があるように、すべて後世の付会だとすることもまたできないのである。さらに、すでに第2節において杵島山遺跡から出土した豪華な副葬品との関連で、杵島山付近が弥生時代から「有明海を利用した海上交通の要所で、かつ武雄盆地の喉元を押さえる軍事上の重要な拠点であった」という見解を紹介したが、こうした観点からしても杵島山のすぐ北にあたる JR 北方駅あたりに郡家が営まれた可能性はきわめて高いと考えられるのである。

第四に、古代の官道との関連においてである。第1節に示した肥前国風土記（現伝本）の記述の中に「駅舎所」と明記されていることからわかるように、奈良時代の杵島郡には駅がヶ所だけ存在していた。平安時代の延喜式にも杵島駅と見える。問題はこの杵島駅の所在地である。郡内の唯一の駅であるから、おそらく郡家のすぐそばに存在していたと考えてよいであろう。この杵島駅の所在地について「完全踏査続古代の道」は北方町木ノ元に比定している（〔10〕、p.228）。これは図4の点線領域「郡家①」のほぼ中央あたりに位置する。古代の官道ルートは、図4に太い黒線で示したように、北の小城郡高来駅（現多久市多久町あたり）から山道を南下して大峠を越え、南西に進路を変えて焼米池の北西に至り、ここから図4のルートAかルートBのいずれかを通して六角川を渡り、鳴瀬山の西麓に沿って南下して行ったものと思われる。ここで問題となるのは古代の官道はルートAとルートBのいずれだったかである。「完全踏査続古代の道」はルートBをとっている。しかし、もし郡家と駅家がほぼ同じ場所にあったという前提に立つならば、古代の官道としてはルートAの方が妥当であろう。というのは、すでに上で述べたように郡家の位置は JR 北方駅あたりである可能性が高く、郡家のそばに営まれた駅家もまた JR 北方駅あたりである可能性が高いからである。一方、杵島駅の所在地について、「佐賀県の地名」は「延喜式の杵島駅は現武雄市と北方町の境成瀬であったと推定され（以下略）」と書いている（〔3〕、p.409）。また日本古典文学大系のテキストの添付地図、新編日本古典文学全集のテキストの地図でも同じ推定が行なわれている。この推定は、先に示した三つの郡家所在地説のうち「③武雄市橘町鳴瀬付近」と一体をなすもので、図4の「郡家③」の点線領域に対応する。「鳴瀬」と「成瀬」はいずれも「なるせ」と読み同じ地域を表わす。しかしながら、この説には問題がある。第一の理由は、もし駅家を武雄市橘町鳴瀬付近だとすると、当然郡家もこの近くに営まれたことになるが、すでに上で述べた理由により郡家の位置としては JR 北方駅あたりの可能性の方が高い。第二の理由は、図4の古代の官道は北の小城郡高来駅から険しい山道を通って南下し苦勞の末ようやく平地に出てくるが、この平地への出口にあたる JR 北方駅あたりに駅が営まれ

たと考えるのが自然で、そこからさらに川幅の広い六角川をわざわざ渡って武雄市橘町鳴瀬付近まで行って始めて駅が設けられたというのは考えにくい。

第五に、鬼ノ鼻山の山名との関連においてである。「鬼ノ鼻山」という山名の最後の接尾語「山」を除いた「鬼ノ鼻」の語源について考えると、我々はこれを「おにのはな」と読み、その意味を漢字表記に引きずられて文字通り「鬼の鼻」だと考える。実際、この山の西の端は遠くから眺めると「尖っている」ので「鬼の鼻」の形に見えなくもない。しかしながら、上代（奈良時代以前）に「おに」という言葉があったかどうかは疑われている。「おに（鬼）」という言葉について「時代別国語大辞典上代編」は「おに。仮名書きの確例はなく、オニの上代語としての存在が疑われている。」と説明している（〔4〕、p.152）。そしてその【考】のところで、万葉集547番歌において「鬼」という表記を「モノ」と訓ませている例があることから、上代には「鬼」は「モノ」といったとする説を紹介している。もし上代に「おに」という言葉がなかったとしたら、「おにのはな」という山名はどのようにしてできたのだろうか。

まず「おにのはな」の「はな」については、現在「鼻」という漢字表記が用いられているが、「はな（端）」を意味する語であろう。岩波古語辞典によると、「はな（端）」について「ハナ（鼻）と同根」であるとした上で「①先端部。突端。②でだし。先頭」と説明している（〔8〕、1074）。実際、地図帳を広げて少し調べてみると、海岸沿いの岬の「突端」部に「～鼻」という地名が多数あることからこの説明の正しさが確認できる。また人間や動物の「鼻」も「突端部」の形をしているから「はな（端）」と「はな（鼻）」が同じ語源であることは納得がいく。鬼ノ鼻山の場合も西側に高い突端部がありここを通称「鬼ノ鼻山」と呼んでいることから、「おにのはな」の「はな」が「はな（突端部）」を意味する語であることはまず間違いないであろう。問題として残るのは「おにの」の部分である。「おに（鬼）」という語が上代に存在しなかったとすれば、可能性として「おにの」は古い時代には「をみな（女）」であり、それが時代とともに「おにの（鬼の）」と転訛していったことが考えられる。というのは、第一に「おにの」と「をみな」が比較的近い音をもっていること、第二に少なくとも奈良時代以前にはこの山が「をみな（嬢子）山」と呼ばれていた可能性のあることがすでに述べた理由から推測されるからである。すなわち、現在の「鬼ノ鼻」は上代には「をみなはな（女鼻）」と呼ばれ、その意味は「女（山）の西の突端部」の意味だった可能性がある。

以上述べてきた五つの理由から、現在知られているすべての情報と最もコンシステントな嬢子山の候補地は鬼ノ鼻山であり、杵島の「県」および郡家および駅家の最有力候補地はともに現在の JR 北方駅付近であると結論づけられる。

この節の最後に、上の結論に対する一つの疑問点に触れておこう。もし上代の嬢子山が現在の鬼ノ鼻山であったのならば、鬼ノ鼻山の別名が「女山」であってもよさそうだが、実際には鬼ノ鼻山の南西約7kmのところにある船山（図3を参照）が別名「女山」と呼ばれている。この理由について考えてみると、現在、船山が別名「女山」とも呼ばれているのは、多久市の西側の徳連岳北麓から船山および八幡岳の南麓にかけての細長い谷間が江戸時代初期以前まで「女山村」と呼ばれていたためである（〔3〕、p.259）。「土蜘蛛八十女人」との関連で言えば、おそらく杵島郡が大和王権に征服される以前は、鬼ノ鼻山は小城郡から杵島郡までほぼ360°展望できる絶好の地として先住部族（土蜘蛛八十女人）の軍事上の重要な拠点だったものと思われる。したがって、はじめはこの山は嬢子山と呼ばれ先住部族の拠点であったが、大和王権によって征服された後は鬼ノ鼻山の南西約3～5kmのところにある船山と八幡岳の南麓の細長い谷間に「追いやられ」、ここが「女山村」として先住部族の定住する地域になったものと思われる。そして、この「女山村」という地名から近くの船山の別名「女山」が生まれ、結果として上代の嬢子山と近世以降の「女山」が食い違うことになったのであろう。ただし、上に述べたことはあくまでも憶測であり確か

な史料に基づくものではない。

4. 「杵島の岳」の比定問題

この節では肥前国風土記逸文の歌垣の歌に登場する「杵島の岳」が現在のどの山に相当するかについて検討する。現在、杵島山の南約1.5kmに位置する犬山岳の東麓に杵島歌垣公園が整備されており（図11を参照）、通説では犬山岳が古代の「杵島の岳」に想定されているようである。しかし古代の「杵島の岳」は、以下に述べる理由から現在の鬼ノ鼻山である可能性が高い。

第2節の初めに示した肥前国風土記逸文の記事から明らかなように、歌垣の話が「三つの峰」の話にすぐ続いて記載されていること、またこの峰が「杵島」という地名の由来にもなったシンボリックな峰であること、などを考慮すると、歌垣の歌の「杵島の岳」はこの「三つの峰」のいずれかであると考えてよいだろう。すなわち、第2節で導かれた結果（B）～（D）から、杵島山、杵島山、鬼ノ鼻山のいずれかということになる。いずれが妥当かを判断するために歌垣の歌の内容を見てみよう。

霰降る 杵島の岳を さがしみと 草取りがねて 妹が手を取る

ここで初句の「霰降る」は「杵島」にかかる枕詞である。歌の大意は新編日本古典文学全集のテキストによると次のとおりである（〔2〕、p.528）。

<アラレ降る>杵島の岳が険しいので、草を掴んで登ろうとして掴みかね、彼女の手を掴んでしまうことだよ。

この歌は、普段であれば彼女の手に触れる機会などないのに、歌垣の山登りでは山の険しさのために草を掴み損ねたといって「口実」をつけ（誰からも非難されることなく）彼女の手を掴むことができる、という歌垣に対する当時の人々の「期待感」を歌ったものであろう。この歌には、こうした期待をこめて年に二回春と秋に催される歌垣を楽しみに待つ人々の気持ちがよく表われており、だからこそ、実際の歌垣ではほかにも多数の歌が歌われたにもかかわらず、この歌だけが特別に選ばれて歌垣を代表する歌として後世に語り継がれたのであろう。

さて、上の歌では「杵島の岳」は「険しい」とあるから、標高がわずか50mしかない杵島山は候補からはずしてよい。残るのは杵島山と鬼ノ鼻山である。現在の常識からすれば「杵島」という名前のついている（狭義の）杵島山を「杵島の岳」とするのが当然だと思うかも知れない。しかし現在の杵島山が古代にも同じ名前と呼ばれていた確かな証拠はない。現在杵島山と呼ばれている山名は、単に後世の人々が肥前国風土記逸文の「杵島の峰」を適当に「解釈」した結果にすぎない可能性がある。だとすれば、従来の「解釈」には多くの問題点があることはすでに第2節で指摘したとおりであるから、「杵島の岳」の比定問題はゼロから考え直してみる必要がある。「杵島の岳」を特定する手がかりとなる確かな情報は次の三つである。

- ①この山が歌垣の山として利用されたこと
- ②この山が険しかったこと
- ③この山の候補が現在の杵島山か鬼ノ鼻山のいずれかであること

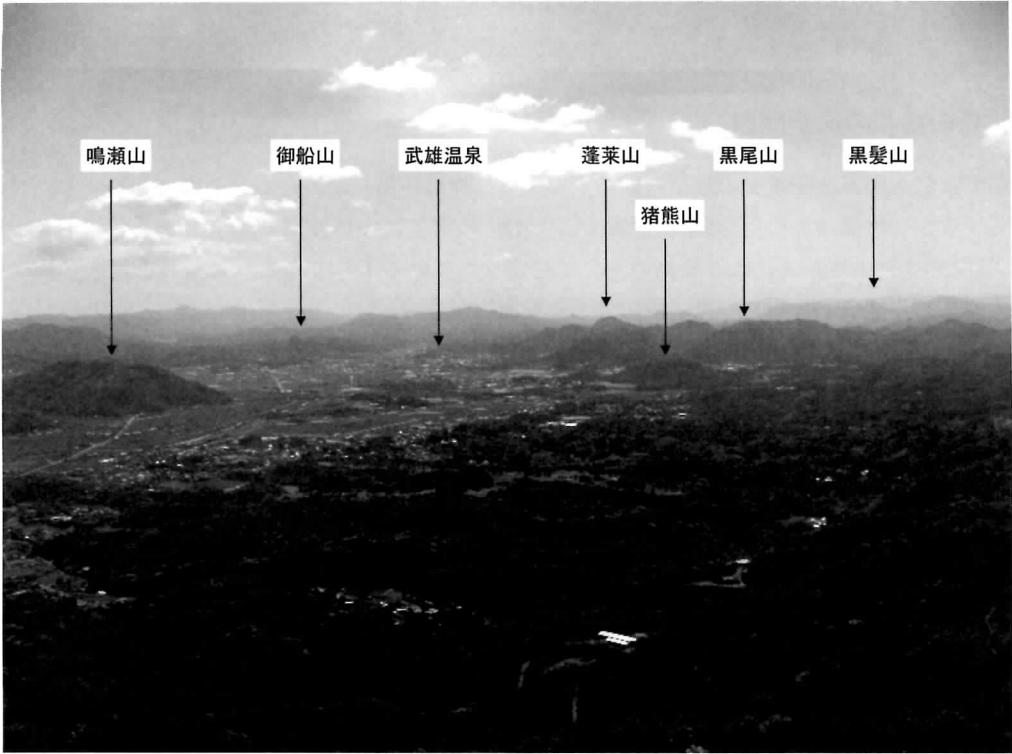


図 8

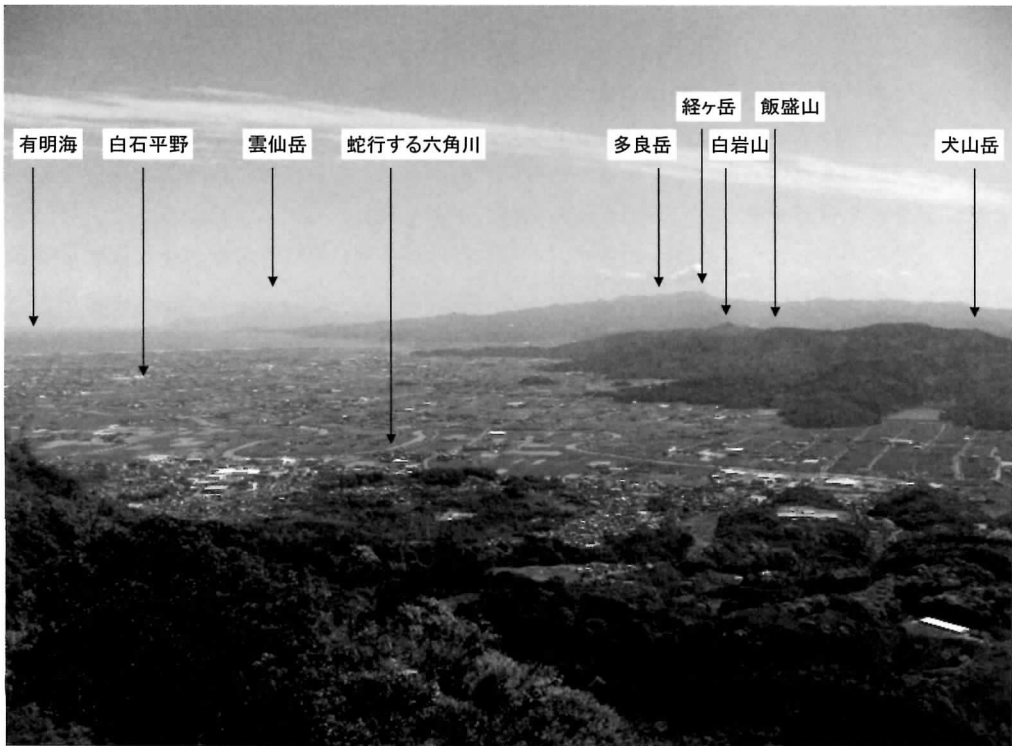


図 9

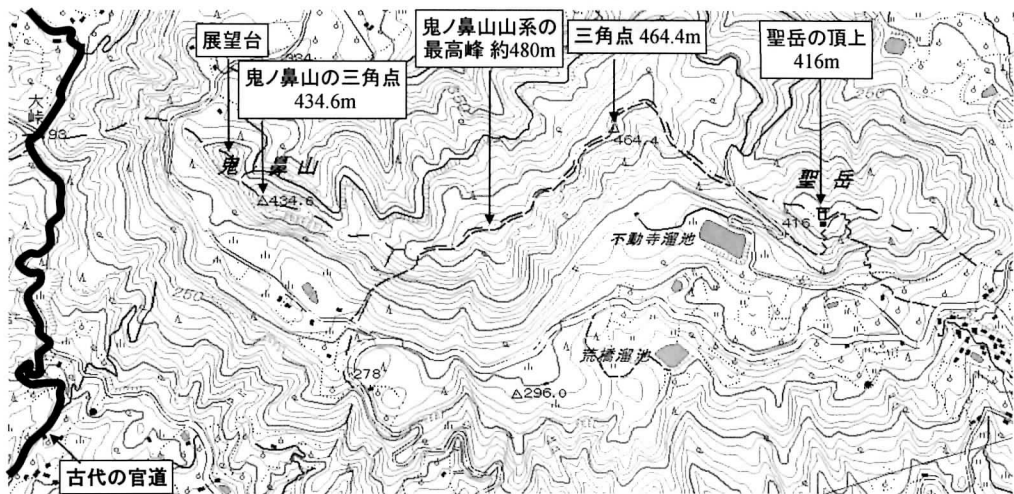


図10

あとは実際に二つの山に登ってみて当時の人々の気持ちを想像しながら総合的に判断するしかない。結論から先に示すと、歌垣の「杵島の岳」は現在の鬼ノ鼻山である可能性が最も高い。

第一の理由は、山の頂上から眺める景観である。実際に登ってみた感じでは、杵島山に比べて鬼ノ鼻山からの展望の方が格段にすばらしい。同じ歌垣をするなら、このような展望のすぐれた山でするにこしたことはない。当時の男女の若者たちがせつかく苦勞しながらあえて「険しい」山に登った理由としては、単に歌垣の目的だけでなく頂上からのすばらしい眺めもまた目的の一つだったはずである。この点を考慮するならば「杵島の岳」の有力候補は迷うことなく鬼ノ鼻山と判断してよいであろう。この結論は上の①から③のすべての条件を満たす。

ここで二つの山の頂上付近の展望状況について具体的に比較してみよう。杵島山からの展望は東側の白石平野と西側の武雄盆地に限られ、北側の展望は鬼ノ鼻山や八幡岳などの山々は望めるものの勇猛山(258.5m)が邪魔になって当時の杵島郡の中心地であった北方町付近の人里は見えない。これに対して、鬼ノ鼻山(434.6m)は真東以外はすべて展望がひらけている。北の八幡岳、女山(船山)、作礼山、天山などの約700mから1000m級の山々はもとより多久盆地の人里までもはっきりと望める。さらに、西側の武雄盆地の山々や人里が望める(図8)。南側には、広義の杵島山はもとより、有明海をはじめ多良岳や約50km南にある雲仙岳もくっきりと望める(図9)。そして南から南東の眼下には、北方町、大町町、白石町の広大な平野と人里が望める(図6)。要するに、鬼ノ鼻山からは杵島郡の約八割と小城郡の約半分の地域を望むことができるのである。実際、図6と図8と図9の三つの写真を合わせると杵島郡のほぼ八割を網羅している。古代には「山に登って国見をする」という風習があったように(例えば万葉集2番歌)、山に登る目的の一つは単に回りの山々の風景を眺めるだけでなく、昔も今も、自分たちの住んでいる村々の様子を高いところから眺めることである。高い山だと展望はよいが歩いて登るのが大変で、逆に低い山だと登るのは楽だが展望がよくない。この点、鬼ノ鼻山は高すぎず低すぎず、杵島郡の中では「国見」をするための最も適した山だったと思われる。

第二の理由は、鬼ノ鼻山への登山は図4および図10からもわかるように途中まで官道を利用できたことである。途中まで官道を利用して登り、おそらく南西の方角から登ったものと思われる。現在は北側の多久市(古代の小城郡)の「鬼の鼻山憩の森」公園から登るので登山道はそれほど「険しく」ないけれども、鬼ノ鼻山の杵島郡側(南斜面あるいは南西斜面)から登るとかなり急な斜面である。これは歌に「険しい」

と歌われている内容(条件②)と一致する。一方、図10と図11の等高線の間隔に注目して比較すればわかるように、現在の杵島山(および犬山岳)は鬼ノ鼻山に比べれば「険しい」とは言えない。

第三の理由は、日本書紀の景行天皇十八年七月四日条の記事に見える「杵島山」の方角が鬼ノ鼻山にはほぼ完全に一致することである。少なくとも文献史料に関するかぎり、広義の呼び名であれ狭義であれ、現在「杵島山」と呼ばれている山が古代に同じ名前と呼ばれていた確かな証拠はない。実際、杵島郡の山に関する文献上の記述は、すでに第2節に掲載した肥前国風土記逸文を除けば、以下の二つの史料があるのみである。

肥前国風土記(現伝本)の佐嘉郡の条([2]、p.325)

佐嘉の郡。(途中略)。昔者、樟樹一株、この村に生ふ。幹と枝と秀高く、茎と葉と繁茂り、朝日の影、杵島の郡蒲川の山を蔽ひ、暮日の影、養父の郡草横の山を蔽へり。

日本書紀の景行天皇十八年七月四日条([11]、pp.80-82)

筑紫後国の御木に到りて、高田行宮に居します。時に僵れたる樹有り。長さ九百七十丈。百寮、其の樹を蹈みて往来ふ。(途中略)。爰に天皇、問ひて曰はく、「は何の樹ぞ」とのたまふ。一の老夫有りて曰さく、「是の樹は歴木といふ。嘗、未だ僵れざる先に、朝日のひかり暉に当りて、則ち杵島山を隠しき。夕日の暉に当りては、亦、阿蘇山を覆しき」とまうす。天皇の曰はく、「是の樹は、神しき木なり。故、是の国を御木国と号べ」とのたまふ。

最初の記事は、佐嘉郡内にあった樟の木の朝日の影が杵島郡の「蒲川山」を覆い、夕日の影が養父郡の「草横山」を覆ったという伝承である。しかし、「蒲川山」と「草横山」が現在のどの山に対応するかについては諸説あるけれども確たる証拠はなく、また佐嘉郡内にあった樟の木の場所も不明であるから、今のところこの史料についてはこれ以上議論することはできない。

次の日本書紀の記事には「杵島山」という記述が含まれているが、この記事だけでは現在のどの山に対応するのか明らかではない。そもそもこの記事の内容には信憑性の問題がある。この記事によれば、高田行宮の近くにあった970丈(約3000m)のクヌギの木が、朝日の影で「杵島山」を隠し、夕日の影で阿蘇山を隠したとある。しかし、高さが970丈もあるような木は存在するはずもないから、少なくともこの部分は事実ではない。「丈」を「寸」の誤字だと考えれば、970寸は約30mに相当するから現実的な木の高さとして問題はなくなる。しかし今度は、わずか30m程度の木の影が数十kmも離れたところにある山を隠したりするはずもないから新たな問題が生じる。したがって、クヌギの木の高さが970丈というのは事実を述べたものではなく「白髪三千丈」に類する誇張表現と考えるべきであろう。

もう一つは日出・日入の方位の問題である。この記事の中の阿蘇山は所在地が確定しており、また高田行宮も現在の福岡県三池郡高田町あたりだとされているから([12]、p.1156)、阿蘇山から高田町の方位を地図で調べると真西から北に約23°である。一方、高田町の緯度は北緯約33°であるから、理科年表(丸善)の「各地の日出入方位、日南中高度」のデータを用いて高田町における夏至の日入方位を調べると真西から北に約29°になる。「カシミール3D」というソフトウェアを用いてももう少し詳しく調べると、高田行宮の高い木が夕日の影で阿蘇山を覆い隠すのは夏至から約一月あまり経った頃(太陽暦の7月末頃)であることがわかる。ところが「同じ日」に朝日の影が「杵島山」を覆い隠すことはありえない。計算によればこの日の朝日の影は藤津郡の南端の多良岳あたりを隠すことになるからである。したがって、もし上の日本書紀の記事が「同一日」についての記述であるとすれば明らかに事実とは異なる。しかし、「同一

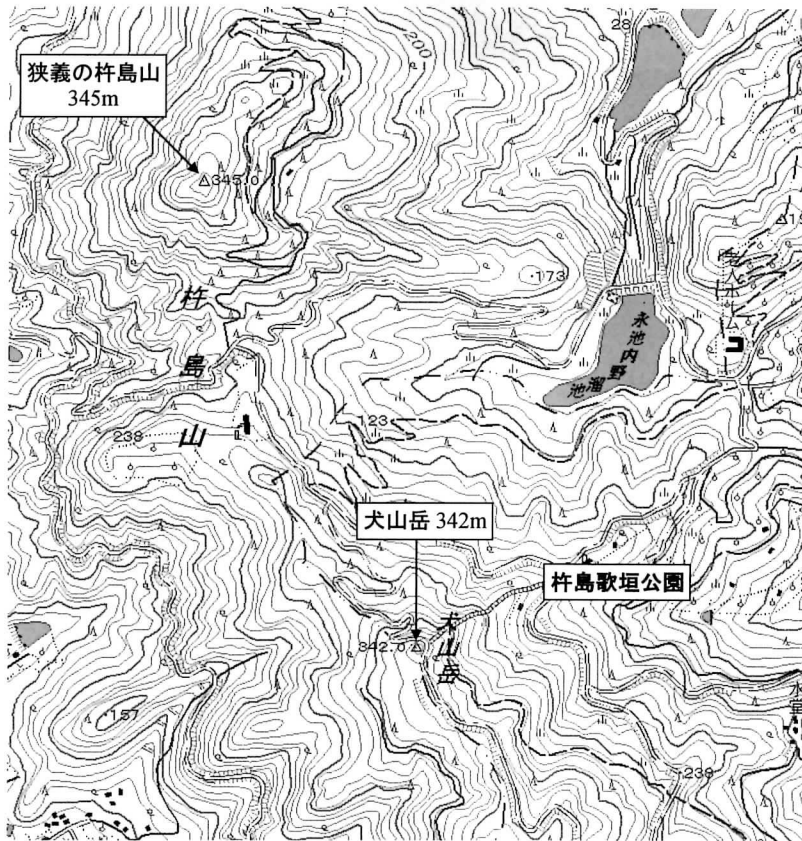


図11

日」の出来事について述べたものではなく、高田行宮を中心にして「杵島山」が阿蘇山とちょうど正反対の方角にあることを述べたものだと解することもできる。もしそうだとすると、上の記事の「杵島山」は鬼ノ鼻山に合致する。というのは、高田行宮の場所をとりあえず現在の高田町役場のあたり、阿蘇山を最も標高の高い高岳(1592.4m)と仮定して地図上でこの二点間を直線で結び、直線をさらに延長するとちょうど鬼ノ鼻山の真上を通るからである(図12の実線を参照)。現在の杵島山だと図12の点線で示されているように南にずれてしまう。この図の点線で高田町の町域を通過するのは近世の干拓地である南西部海岸のごくわずかだけである。ちなみに、高田行宮の高い木が朝日の影で「杵島山」を覆い隠すのは冬至から約一月あまり経った頃(太陽暦の1月末頃)で、夕日の影が阿蘇山を覆い隠す日からちょうど半年経った日にあたる。

以上のことから、970丈という木の高さを無視すれば、先に歌垣の「杵島の岳」を別の観点から鬼ノ鼻山に比定したのとコンシステントな結果が得られる。もしこの結果が単なる偶然の一致でないとすれば、次のような解釈が可能であろう。古代の人々は「杵島山」(現在の鬼ノ鼻山)と高田行宮と阿蘇山が一直線上にあることを知っていた。これは鬼ノ鼻山の約2km東にある聖岳から阿蘇山が肉眼で見えることから裏付けられる。現代の我々は、地図もない古代にこれほど遠く離れた地点がどうして「一直線上」にあるとわかるのか疑問をもつかも知れない。しかし、遠くの重要地点の方位を正確に把握することは軍事上のもっとも重要な知識である。風のない日に空高くのぼる烽火(のろし)の煙を見て位置関係を肉眼で把握することはそれほど難しいことではなく、おそらく当時この方法を用いて位置関係を把握していたものと思われる。煙を使わなくても遠くの山や目印となる物が肉眼で見えさえすれば、「一直線上」にあるか

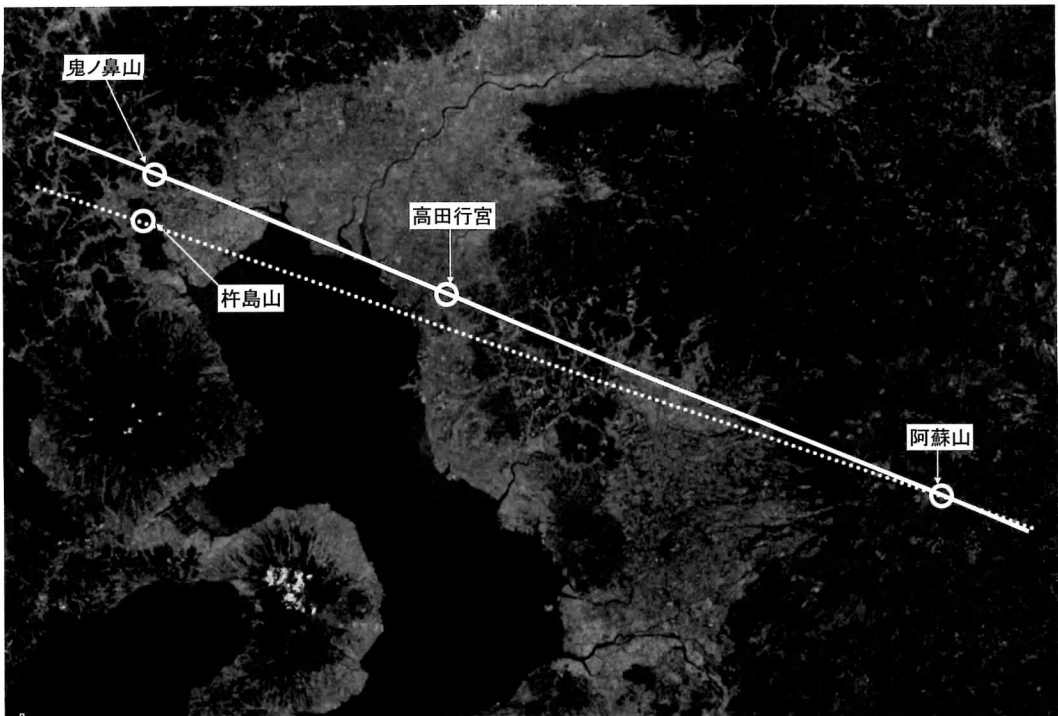


図12

どうかを判定することは容易なことである。例えば、図6を見れば、杵島山と杵島山と鬼ノ鼻山がほぼ完全に「一直線上」にあることは容易に判断できる。おそらく古代の人々は高田行宮と阿蘇山と「杵島山」（鬼ノ鼻山）が一直線に並んでいることを知っており、この知識がもとになって、970丈の高さのクヌギの木に関する架空の話や朝日と夕日の影が山を隠す話が後から追加され、日本書紀の説話が生み出されたのであろう。なお、筑後国風土記逸文の三毛郡の条にも似たような説話（高い木の朝夕の影が山を覆い隠す話）が掲載されている（〔2〕、pp.547-548）。

以上述べてきた理由から、この節の結論として、当時「杵島の岳」と通称された歌垣の山は通説の犬山岳ではなく、狭義の杵島山でもなく、鬼ノ鼻山であることを提案したい。

5. おわりに

本論文では「杵島」という郡名の由来とその郡家および駅家の所在地について検討してきた。また、歌垣の「杵島の岳」が現在のどの山に相当するかについても検討した。その結果は次のとおりである。第一に、杵島郡の郡家と駅家の所在地は現在の武雄市北方町のJR北方駅あたりであること。第二に、郡名の起源はその郡家のそばから見た杵島山と杵島山と鬼ノ鼻山の三つの山の形が「き（杵）」の形に似ていること。第三に、歌垣の「杵島の岳」は鬼ノ鼻山であること。

しかしながら、これらの結果に疑問点がまったくないわけではない。以下二つの疑問点を指摘しておく。第一の疑問点は、肥前国風土記逸文の南西から北東にかけて連なる三つの峰のうち、南西の峰は「比古神」、中央は「比売神」、北東は「御子神」と呼ばれたという伝承に関連する。この伝承の内容と本論文で得られた結論によれば、「比古神」は杵島山、「比売神」は杵島山、「御子神」は鬼ノ鼻山ということになる。一方では、肥前国風土記（現伝本）の「嬢子山」もまた現在の鬼ノ鼻山に比定されるから、結局、

鬼ノ鼻山は「御子神」とも「嬢子山」とも呼ばれたことになる。一つの山に複数の名前があること自体は決してめずらしいことではないけれども、「嬢子山」という山名に最もふさわしいのは「御子神」よりもむしろ「比売神」の方ではないだろうか。

しかしよく考えてみると、「比古神」と「比売神」はそれぞれ複数の神を意味するのではなく一柱の男神と一柱の女神を意味するものと思われるから、土蜘蛛「八十女人」に関連して命名されたという「嬢子山」を（一柱の）「比売神」と考えることには少し問題があるようにも思われる。一方、「御子神」は男神、女神いずれの可能性もあり、しかも複数の神々を表わす可能性もあるから「嬢子山」としてはむしろ「御子神」の方がふさわしいのかも知れない。また、肥前国風土記逸文の記事には「御子神」の別名が「軍神」で、この神が動けば戦が起こるという割注が付けられているが、「この神が動けば戦が起こる」という意味を「土蜘蛛八十女人が動き、結集すれば大規模な戦に発展する」と解釈すれば、土蜘蛛八十女人が朝廷軍への反抗の際に拠点にしたという「嬢子山」の方が「御子神」にふさわしいようにも思われる。さらに、「嬢子山」の「嬢」という字は「母」と「娘、少女」の二つの意味をもつが（[13]、p.460）、漢字表記の点から見ても「嬢子山」を「御子神」とすることは必ずしも矛盾しない。ただし、山の大きさと高さに注目すると、三つの山の中で杵島山は極端に小さく低いから、これを「比売神」に比定し、もっとも大きく高い鬼ノ鼻山を「御子神」に比定するのは少し不自然なようにも思われる。この点は疑問として残る。

ところで、広義の杵島山には上古に五十猛命^{いたける}が朝鮮半島から木をもってきて植えたことからこの山を「木の山」とも呼んだという伝承があり、現に五十猛命は近くの妻山神社と稲佐神社に祭神として祭られている（[3]、p.410、p.426）。これによれば、狭義の杵島山の別名とされる「比古神」は五十猛命のことかも知れない。これは本論文の結論とコンシステントである。ただし、「木」と「杵」の字は奈良時代以前の上代特殊仮名遣によるとそれぞれ乙類と甲類の異なる「キ」音だったことがわかっており、この伝承をもとに「木島」から「杵島」という地名が生まれたと考えることには無理がある。

第二の疑問は、地元の史料によると勇猛山（図4の中央下）が「御子神」と呼ばれてきたらしいことである。例えば、勇猛寺（図4の中央下）の前に「肥前風土記に誌された山」と題する案内板があり、その中に肥前国風土記逸文を引用した上で「この文中の御子神という山の名が勇猛丈（山）である」と書かれており、また隣りの「御子神の霊水と勇猛寺」と題する案内板でも「御子神」を勇猛山としている。しかしながら、ここに記載されている勇猛山を「御子神」とする考え方が何時頃までさかのぼるのか、本当に古来からある伝承なのかどうか、この案内板からは不明である。後世の人々による肥前国風土記逸文の「解釈」として勇猛山が「御子神」と呼ばれているだけなのかも知れない。すでに第2節でも述べたように、風土記逸文の三つの峰を「広義の」杵島山の中に比定する考えは条件(1)、条件(2)、条件(3)をすべて満たさないなど多くの問題がある。前に「比古神」は五十猛命で「三つの峰」のうち「比古神」に相当する峰は狭義の杵島山である可能性を述べたが、この観点からすれば、勇猛山は「御子神」よりはむしろ（狭義の杵島山と一体化させ）「比古神（五十猛命）」と見るべきであろう。勇猛山が狭義の杵島山に付属する山であること、また勇猛山の「猛」と五十猛命の「猛」が共通していることもこれを裏付けているように思われる。なお先の案内板によれば、「少々こじつけかもしれないが」と断った上で、仏典の「勇猛丈夫観自在為利衆生住此山」という文を引用し、この中にある「勇猛丈夫観自在」の部分「勇猛丈（岳）それ観自在なり」と訓み、これが勇猛山と勇猛寺の起源だとしている。しかしながら、「丈」という字には「山」や「岳」の意味はなく、「丈夫」という漢語は「男子」を表わす熟語であること、また万葉集の61番歌でも「丈夫」は「ますらを」と訓まれていることから、「勇猛丈夫観自在」は「勇猛丈、夫、観自在」ではなく「勇猛丈夫、観自在」（勇猛な男子は迷いの執着から開放され事物を真のすがたを自在に正しく見極められる）と区切って訓むべきであろう。ともあれ、もし勇猛山が本当に風土記逸文という「御子神」で

あるならば、本論文で得られた結論の妥当性はすべて失われることは言うまでもない。

最後に、本論文で検討してきた内容は今から約1200年以上も前の古い時代のことを扱っているため、利用できる確実な史料がきわめて少なく、多くは推測に頼らざるをえなかった。しかし、検討にあたってはできるだけ史料や実際の地理に基づいて行なうよう心がけた。多くの方々のご批判を仰ぎたい。

6. 参考文献

- [1] 「風土記の考古学 5 肥前国風土記の巻」、小田富士雄編、同成社、1995年。
- [2] 「風土記」、植垣節也、新編日本古典文学全集、小学館、1997年。
- [3] 「佐賀県の地名」(日本歴史地名大系42)、平凡社、2004年。
- [4] 「時代別国語大辞典上代編」、三省堂、2005年。
- [5] 「日本古代道路事典」、古代交通研究会編、八木書店、2004年。
- [6] 「風土記」、秋本吉郎、日本古典文学大系、岩波書店、1958年。
- [7] 「風土記逸文註釈」、上代文献を読む会編、翰林書房、2001年。
- [8] 「岩波古語辞典」、岩波書店、1990年。
- [9] 「広島県の地名」(日本歴史地名大系35)、平凡社、1982年。
- [10] 「続古代の道」、木下良・武部健一、吉川弘文館、2005年。
- [11] 「日本書紀(二)」、井上光貞ほか、岩波文庫、1994年。
- [12] 「福岡県の地名」(日本歴史地名大系41)、平凡社、2004年。
- [13] 「大字源」、角川書店、1992年。